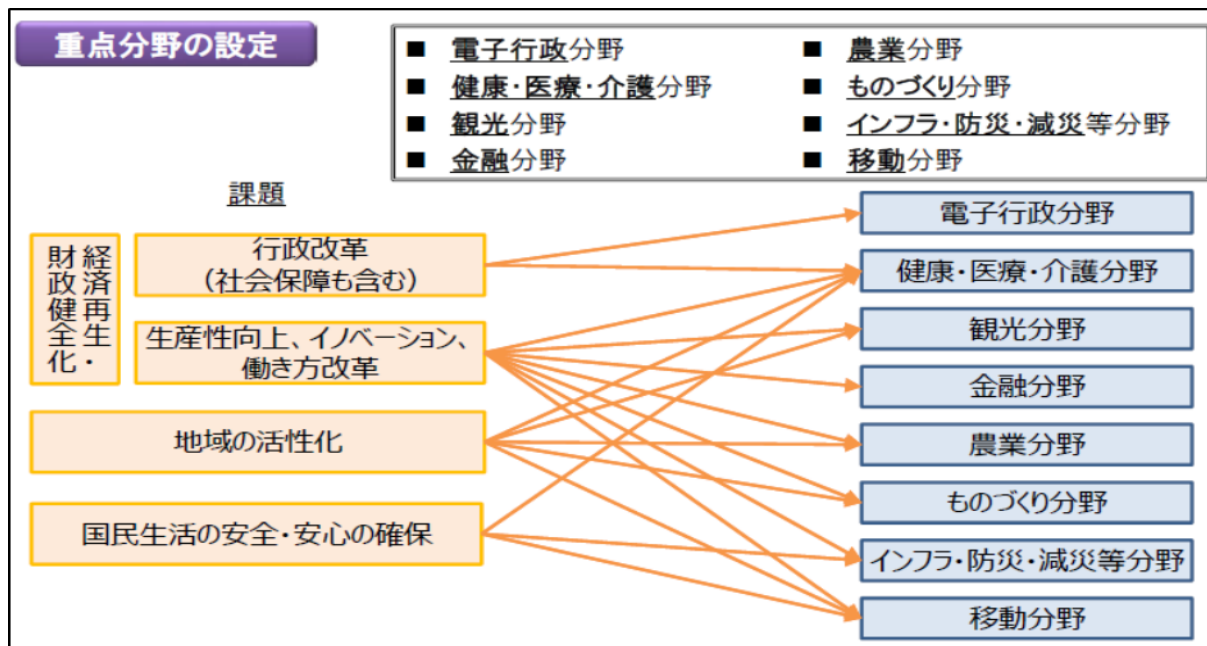


# 官民データ活用推進基本計画における重点分野について(平成30年6月15日閣議決定) (別紙1)

## I-1-(2) 重点分野の指定(分野横断的なデータ連携を見据えつつ)

- 前提として、データ大流通時代においては、将来的に誰もが官民データを分野横断的に利活用できるものとなり、ヒト・ヒト、ヒト・モノ、モノ・モノのインターネット上のつながりの深化により、将来を見据えたプラットフォームの整備が必要となる。他方、分野によって、データ標準化やデータ連携の進捗状況に差があるため、現時点においては、分野横断的なデータ連携を見据えつつ、政府、地方公共団体、事業者等が保有するデータの集積を進めるとともに、各分野ごとのデータ標準化やデータ連携を進めることも重要である。
- 基本計画に示す各種施策の効果を最大限に発揮していくためには、あれこれ手を出すのではなく、選択と集中、各種施策における事実関係の正確な把握とPDCA、その対策の中で得られたノウハウの共有と横展開等を適時適切に行っていくことが必要である。そこで、我が国が集中的に対応すべき、①経済再生・財政健全化、②地域の活性化、③国民生活の安全・安心の確保といった諸課題に対し、官民データ利活用の推進等を図ることで、その解決が期待される8つの分野(電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農業、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動)を重点分野として指定する。



地方公共団体が保有する個人情報

個人情報ファイル簿が作成され、公表される個人情報

本人又は第三者の権利利益を害するおそれのない個人情報

所掌事務又は事業の遂行に支障を及ぼす恐れのない個人情報

作成組織において加工した  
非識別加工情報の活用目的

○重点分野における活用

(電子行政、健康・医療・介護、  
観光、金融、農林水産、ものづくり、  
インフラ・防災・減災等、移動)

○研究開発目的による活用

- ①非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織について、一定の基準に基づき国が認定。
- ②作成組織において、民間事業者からの提案を募集。
- ③提案に対応するために必要となる個人情報について、地方公共団体に対して情報提供を要請。
- ④地方公共団体は、要請に基づき、個人情報の目的外提供の可否を判断のうえ、提供。
- ⑤作成組織において、提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供。

